

# スタートアップ支援拠点整備に係るコミュニティ形成事業業務委託契約書

山梨県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、スタートアップ支援拠点整備に係るコミュニティ形成事業業務委託契約書（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

## （契約の目的）

第1条 甲は、委託業務を別紙「スタートアップ支援拠点整備に係るコミュニティ形成事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）及び企画提案応募書（以下「応募書」という。）のとおり乙に委託し、乙はこれを受託する。

## （委託業務の内容）

第2条 乙は、委託業務の実施にあたっては、仕様書及び応募書に基づいて行わなければならない。

2 前項のほか、乙は、甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務を処理するものとする。

## （履行期限）

第3条 この契約による履行期限は、契約日から令和7年3月31日までとする。

## （委託料）

第4条 委託料は、\_\_\_\_\_円（消費税及び地方消費税込み）を限度額とする。

## （契約保証金）

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、契約金額の100分の10の金額を納付するものとする。

ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2各号の規定に該当する場合には、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

## （権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

## （再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(書類の備え付け)

第8条 乙は、委託業務に係る費用を明らかにするため、支払い状況等の関係書類及び帳票を備え付け、これを委託事業が終了した翌年度から5年間保管しなければならない。

(委託料の経理)

第9条 乙は、委託業務に係る経理について会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託料の使途を明らかにしておかなければならないものとする。

(秘密の保持等)

第10条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(調査等)

第12条 甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(変更)

第13条 乙は、次のいずれかの変更を行おうとするときは、事前に変更協議書(第1号様式)により協議するものとする。

- (1) 実施内容の主たる部分に係る変更
- (2) 委託料の2割を超える減
- (3) その他協議が必要と認められる変更事項

(委託業務実績報告書等の提出)

第14条 乙は、委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書(第2号様式)を委託業務が終了した日から10日以内に甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から書類の提出を受けたときは、遅滞なく当該委託業務が契約の内容に適合するか検査を行なうものとする。

(委託料の支払い)

- 第 15 条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託業務が契約の内容に適合すると認めるときは、委託業務の実施に要した額と第 4 条に規定する契約金額とのいずれか低い額を確定額とし、委託料確定通知書（第 3 号様式）により乙に対して通知するものとする。
- 2 乙は、前項の規定による甲の確定通知書を得た後、甲に対して委託料の支払いを第 4 号様式により請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。
- 3 甲が、その責に帰すべき事由により、前項の支払い期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第 2 項の規定による。

(概算払)

- 第 16 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、委託業務を行うため甲が必要であると認めるときは、乙は第 4 条に規定する委託料の額の 10 分の 8 を上限として、1 回まで第 5 号様式により概算払いを請求できるものとし、甲は乙からの概算払いに係る適法な請求書を受理したときは、その日から 14 日以内に委託料を支払うものとする。

(契約解除による委託料の返納)

- 第 17 条 乙は、第 19 条の規定により、契約期間満了前に本契約を解除された場合において、前金払いにより支払いを受けた委託料のうち契約期間の残余の期間に充当されるべき金額を甲に返納しなければならない。この場合において返納すべき金額は日割り計算によるものとする。
- 2 乙は、当該金額を契約解除の日から 30 日以内に甲の指定する日（以下「返納期限」という。）までに甲に返納しなければならない。
- 3 乙が、その責に帰すべき事由によって、返納期限までに当該金額を支払わない場合は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により計算した額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の金額が百円未満であるときは、この限りではない。

(履行遅延違約金)

- 第 18 条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、年 3 パーセントの割合で計算した額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金

の全額が百円未満であるときは、この限りではない。

#### (契約の解除)

第 19 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約の履行に当たり、不当な行為があると認められるとき。
- (3) 第 21 条の規定によらないで、この契約の解除の申し出があったとき。
- (4) その他契約上の義務を履行しないと認めるとき。
- (5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の 100 分の 10 に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に解除により発生した損害の賠償を求めることができない。

#### (損害賠償)

第 20 条 委託期間中に委託事務の処理に関して、乙がこの契約に違反して甲又は第三者に損害を与えた場合、乙は、甲又は第三者に対し、直接かつ現実に生じた通常損害につき、賠償する責任を負う。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

#### (不可抗力による損害)

第 21 条 乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書類を提出し、この契約

の解除を請求することができる。

- 2 甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約解除の請求を承認するものとする。
- 3 前二項の規定によりこの契約が解除された場合には、甲は、乙に解除により発生した損害の賠償を求めることができない。

(財産の取得)

第 22 条 委託事業を実施する場合に必要な機器等については、所有権の移転のないリース又はレンタルにより対応するものとし、財産として取得しないものとする。

(契約の費用)

第 23 条 この契約の締結に要する経費は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 24 条 この契約についての訴訟等が生じたときは、被告の本店（事務所）所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第 25 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号  
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙